

病院内保育所施設整備事業

○事業内容

病院内保育所の新築・増改築及び改修(既存の病院内保育所の改修は除く。)に必要な工事費(工事請負費)を助成する。

○補助対象

医療法第7条の規定により許可を受けた病院若しくは診療所又は同法第8条の規定により届出をした診療所の開設者(日本赤十字社、社会福祉法人、国家公務員共済組合及びその連合会、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人、個人)が医療従事者のための保育施設(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する基準に準ずるものをいう。)を整備する事業を対象とする。

独法	公立	公的	民間
○	×	○	○

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協働組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

○対象経費

病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費。

※ 次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- ・ 土地の取得又は整地に要する費用
- ・ 門、柵、堀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- ・ 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- ・ 既存建物の買収に要する費用
- ・ その他の整備費として適当と認められない費用

○基準額

$$\text{基準面積}(5\text{m}^2 \times \text{収容定員}) \times \text{基準単価} \left(\begin{array}{l} \text{鉄筋コンクリート} \quad 140,900 \text{円} \\ \text{ブロック造} \quad 123,400 \text{円} \\ \text{木造} \quad 140,900 \text{円} \end{array} \right)$$

※収容定員については、30人を限度とする。

○補助額

基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額を比較して少ない方の額に0.33(既存病床数が医療計画の基準病床数に占める割合が105%以上の場合にあつては、0.3135)を乗じて得た額の範囲内。